

8月30日
記者会見で成果を報告

3日間のイコモス現地調査を終え8月30日、調査に対応した文化庁と県、平泉町と一関市、奥州市の関係者らによる記者会見が一関市役所で開かれます（記事作成は29日時点）。現地調査の成果が報告され、質疑応答が行われる予定です。記者会見の内容は、来月号でお知らせします。

イコモスは来年5月ごろ、現地調査の報告と、別のワーキンググループによる推薦書の審査をまとめた評価レポートをユネスコ世界遺産委員会に提出。同7月にカナダのケベックで開かれる世界遺産委員会で、平泉の文化遺産の登録可否が審議される予定です。

イコモス調査を踏まえ町では今後、来年の世界遺産登録を確実なものにするため文化庁、県、関係市と連携を図りながら、取り組みを進めていきます。

イコモス調査に向け
町内各所で取り組み

イコモスの現地調査を前に、町内では各所で環境整備が行われ、町全体が美しさを増してい

ます。

史跡地や、現地調査の移動ルート、その周辺地域で8月上旬から中旬にかけて、行政区や団体、機関の活動として清掃や草刈りなどが積極的に行われました。自宅周辺の一層の美化に努める方も多く見られました。

このうち20区では行政区活動として8月5日、現地調査移動ルートに含まれる町道沿いの草刈りに汗を流しました。

毛越寺大路商店街協同組合や、平泉小3年から6年までの児童はそれぞれ、毛越寺線を中心にごみ拾いなど清掃活動を行いました。

古くなった看板、店舗や施設のぼりなども、調査を前に多くが取り外されました。

今回の皆さんによる環境整備の取り組みは、イコモス調査に向けたものだけでなく、来年の世界遺産登録の実現と、今後の世界遺産の町にふさわしいまちづくりにつながっていくものです。これからも一丸となって美しい平泉をつくり上げていきましょう。

今回は多くの皆さんの環境整備へのご協力を頂き、誠にありがとうございました。

平泉町の浄土思想を基調とする
文化的景観を守り育てる—
平泉町景観計画の
素案を作りました



町ではこのほど、景観法に基づく景観計画の素案を作りました。7月27日に役場で開かれた町景観形成審議会の協議で、同素案が大筋で了承されたことを受け、町は細部を関係機関と調整し成案化を図ります。景観法に基づく景観条例も制定し、来年4月の施行を目指していきます。今月号では、素案の内容を3ページにわたって紹介します。

計画策定のきっかけ

町では、自然と歴史が織り成す平泉の美しい景観を保存、継承していくことを重要な施策の一つと考え、平成17年1月に「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」を施行、同年10月には景観法に基づく「景観行政団体」の指定を受け、景観形成とまちづくりが連動した「景観計画」を定めることとなりました。

計画の目指すところ

景観計画は、浄土思想を基調とした歴史的遺産と、その周辺の様相が周囲の自然環境と一体となって形成する文化的景観を、将来の世代に保存継承するとともに、景観の保全について必要事項を定めることにより、町民がその意義を理解し、世界遺産にふさわしい親しみと誇りを持つるまちづくりの実現を図ることを目的としています。

景観形成基準の性格

景観計画では、「平泉の浄土思想を基調とする文化的景観を守り育てる」を基本目標に掲げ、



写真右上/平泉小児童による毛越寺線歩道のごみ拾い 写真左上/のぼりを取り外した悠久の湯平泉温泉 写真右下/町内各地で行われた草刈り作業(写真は町職員による柳之御所遺跡周辺の草刈り) 写真左下/駒形峰展望台への上り口道路沿いでは、伸び過ぎたアジサイがせん定された



開発や建設に際して地区の特徴を保全するために少なくとも守るべきルールを「景観形成基準」としました。

「自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の基準を引き継ぎながら、新しい視点も取り入れています。

届け出が必要な行為

届け出が必要な行為は、建築物については10平方メートル以上の新築や増築、外観の変更。工作物については、高さ5メートルを超える煙突・柱・高架水槽、高さ1・5メートルを超える擁壁・柵・塀、高さ15メートルを超える電柱の設置など。1000平方メートルを超える開発行為、高さ1メートルを超える自動販売機の設置、伐採面積50平方メートルを超える木材の伐採、300平方メートルを超える土石の採取やのり面・擁壁・土地の造成などです。

届け出と認定

史跡地周辺など文化的景観の継承に必要な地域、農村景観の保全が必要な地域（主要地方道平泉厳美溪線沿道の両側500メートル、平泉の南の玄関口となる地域（国道4号、旧国道4号線沿道の両側100メートル）を景観法に

基づく「景観地区」と「準景観地区」に指定します。これ以外の地域が景観計画区域となります。

◎認定（景観地区、準景観地区）

景観地区、準景観地区内では、着手の30日前までに町で定める図書を提出し、町から認定を受けなければ建築などを行えません。基準に適合するものには適合証を、適合しないものには適合不可の通知を出します。基準に適合しない行為については、形態意匠や設計の変更など必要な勧告・命令を出すことができます。認定がないと行為ができないなど、より強い規制となります。

◎届け出（景観計画区域）

景観計画区域内では、町で定める図書を着手の30日前までに提出しなければなりません。基準に適合しない行為については、設計の変更など必要な勧告・命令を出すことができます。

運用と罰則

まちづくりアドバイザーの助言の下、スムーズな計画運用を図りますが、基準に適合しない場合などは、景観法に基づく罰則が適用されます。